

令和 7 年 4 月 7 日  
青森市総務部契約課

建設工事業者 各位

### 公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置等の実施について

標記の件について、国土交通省の特例措置通知等に基づき、本市においても下記のとおり、特例措置を実施することとしたのでお知らせします。

#### 記

#### 特例措置について

##### 1 措置の内容

令和 7 年 3 月 1 日以降適用の労務単価（以下「新労務単価」という。）の決定に伴い、2 に定める工事の受注者は、「青森市工事請負契約標準約款」第 51 条（令和 7 年 4 月 1 日以降に公告又は指名競争入札を行う工事については第 52 条）の規定に基づき、令和 6 年度の労務単価（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

##### 2 対象工事

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結した工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

##### 3 請負金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

変更後の請負代金額

＝ 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格 × 当初契約の落札率

##### 4 通知方法

本特例措置に対応する工事の受注者に対し、監督員から対象受注者へ通知する。

## インフレスライド条項の適用について

### 1 適用対象工事

令和7年2月28日以前に既に契約を締結している工事のうち、運用基準に定める残工期が基準日から2ヶ月以上ある工事

### 2 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（スライド額）の考え方

スライド額は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額

上記により請負代金額が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引上げ等について、適切な対応をお願いします。